

この補助金は、**売買契約を締結する前に申請**する必要があります。

また、補助金の交付決定までは、売買契約を締結することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

1 事前申請に必要な書類

- ☐ 申請書（第2号様式）
- ☐ 取得しようとする空き家の情報がわかる書類（売買契約書の案や買付証明書）
 - ★必要な情報
 - ☐ 購入しようとする空き家の所在地
 - ☐ 購入（予定）金額が確認できる箇所



補助金の交付決定

※申請から1～2週間要します。

2 補助金の交付決定後、売買契約を締結することができます。

※契約の内容に次のような変更がある場合、事前に変更承認申請する必要があります。

- ・購入しようとする空き家の変更
- ・購入金額の変更
- ・その他これらに類する重大な変更
- ☐ 変更承認申請書と、変更後の空き家の情報がわかる書類の写しを添付



売買契約の締結

3 実績報告書

補助事業を令和8年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- ☐ 実績報告書（第7号様式）
- ☐ 空き家の購入に係る不動産売買契約書の写し
 - ★必要な情報 ☐ 契約者署名欄 ☐ 購入金額がわかる箇所
 - ☐ 空き家の所在地がわかる箇所
- ☐ 不動産売買に係る領収書の写し（支払者と支払った金額がわかる書類）

※ 一覧の書類以外にも、状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。